

China Fisheries & Seafood Expo 2017

ジャパンパビリオン 出品案内書

2017年11月1日(水)～11月3日(金) 中国・青島

申込締切：2017年8月4日(金) 17:00

中国・青島にて開催される「China Fisheries & Seafood Expo 2017 (CFSE 2017)」は、1,000社以上が出品するアジア最大級の水産専門見本市であり、中国への販路開拓を目指す我が国企業等にとって効果的な見本市です。

ジェットロは、本見本市に「ジャパンパビリオン」を設置することにより、日本の水産品の魅力を国際的にアピールするとともに、中国及びその他アジア市場への新規参入・販路拡大を目指す我が国企業等を支援し、さらなる輸出拡大を目指します。



前回 (CFSE 2016) ジャパンパビリオン

◆◆見本市概要◆◆

見本市名称	：	China Fisheries & Seafood Expo 2017 (CFSE 2017)
開催期間	：	2017年11月1日(水)～11月3日(金)
会場	：	Qingdao International Expo Center
主催者	：	Sea Fare Expositions, Inc.
ウェブサイト	：	http://chinaseafoodexpo.com/
2016年実績	：	出品者数：1,408社・団体 来場者数：29,365人 出品国数：46カ国・地域 会場面積：33,930㎡

◆◆ジャパンパビリオン概要◆◆

主催者	：	日本貿易振興機構 (ジェットロ)
参加日程	：	2017年11月1日(水)～11月3日(金)
参加ホール	：	Hall E2 (予定)
予定規模	：	108㎡
募集小間数	：	8小間 (9㎡/小間)
ご参考	：	前回引合いが多かった商材は、ホタテ・サケ・カニ等の冷凍水産物、加工用原料としてのスケソウダラやサバ等。

◆◇ジャパンパビリオン出品のメリット◆◇

1. 費用負担の軽減

ブース装飾費、広報費、出品料の一部等についてはジェットロが負担します。従って、出品者の皆様は、同等の装飾を施し、単独で出品する場合に比べて、出品費用を抑えることができます。

2. 出品手続きを安心サポート

出品の申込みやブースの装飾など、見本市への参加に伴う煩雑な手続きをジェットロがサポートします。初めて海外の見本市に出品される方でも、安心してご参加いただけます。

3. ジャパンパビリオンの広報

様々な媒体を活用して、想定される来場者に対してアプローチします。加えて、広告の設置やカタログの配布など、見本市会場でもプロモーション活動を積極的に行います。

4. ジャパンパビリオンによる集客効果

ジェットロのジャパンパビリオンでは、日本企業がまとまって参加しますので、『日本』のブランドとしてより鮮明にアピールできるとともに、より高い広報・集客効果が期待されます。

5. 輸出に関するアドバイス

ビジネス経験豊富なジェットロのアドバイザーが、植物検疫手続きなど、輸出全般に関するアドバイスを提供します。

◆◇ジャパンパビリオン募集要項◆◇

出品枠	募集枠	概要	出品料
通常出品枠	7小間程度	<ul style="list-style-type: none"> ● 1小間あたり 9㎡ (間口 3m×奥行 3m) を予定 ※間口、規模等については設計等の関係により変更となる場合があります。 ● 出品者の企業情報及び商品情報をカタログに掲載 	280,000 円/小間 ※全額負担の場合 560,000 円
ニューチャレンジャー枠	2 枠程度	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出に新たに取組まれる事業者様をサポートするため、以下の条件を満たす事業者様を対象に「ニューチャレンジャー枠」を設置します。 <p>「ニューチャレンジャー枠」申込みの条件</p> <p>過去 5 年以内に海外輸出経験がないこと (間接貿易含む)</p> <p>※本出品枠における共同出品は認められません。</p> <p>※上記の条件に該当される場合でも、「通常出品枠」にお申し込みいただくことは可能です (※但し併願不可)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オープンスペースでの商品展示となるため、占有小間の提供はありません。また、一部のサービスは他社様と共有となります。 ● 冷蔵庫、冷凍庫は設置できません。設置する必要がある場合は、「通常出品枠」にお申し込みください。また、商談用のテーブルセットは 2 枠で 1 セット提供予定です。占有で使用されたい場合は、「通常出品枠」にお申し込みください。 ● ニューチャレンジャー枠出品者向けのサポートサービスを提供します。※提供するサービスの詳細については、P.5「ジェットロが提供するサービス」を参照ください。 	70,000 円/枠 ※全額負担の場合 140,000 円

※ ただし、輸送、渡航費等は自己負担となります。詳細は P5<ジェットロが提供するサービスに含まれないもの>をご確認ください。

※ 複数小間をお申し込みいただくことも可能ですが、応募状況に応じ、出品小間数を調整させていただく場合があります。

(注1：出品料について)

- (1) 出品料は、スペース使用料の1/2以上をご負担いただきます。
(2) 「中小企業・協同組合以外（大企業など）」および「海外に所在する企業」は全額負担となります。

〔中小企業の定義〕

中小企業とは、「中小企業基本法」の定義に基づきます。以下表のうち、**資本金基準・従業員基準のいずれか**を充たす法人を中小企業とします。中小企業を対象とした料金にてお申込みいただけるのは、①同法に定める日本国内の中小企業^(※1)、②同法に定める中小企業を取りまとめる業界団体等に限りま

す。
ただし、上記の条件に該当する企業・業界団体等であっても**国費を財源とした他の補助金等^(※2)を充**当して出品する場合にあっては、スペース使用料の全額を負担いただく必要があります。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額または出資の総額	従業員基準 常時雇用する従業員の数 ^(※3)
製造業、建設業、輸送行、その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（情報サービス業を含む）	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(※1) 法人格のない個人事業者も含まれます。

(※2) 他の補助金の例としては「輸出に取り組む事業者向け対策事業（農林水産省）」、「ジャパンブランド育成支援事業（経済産業省）」など。

(※3) 「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員を含みません。

- (3) ジェットロが主催した同一見本市への出品回数が4回以上の事業者は全額負担となります。
出品回数は、2017年度からジェットロにてカウントします（2020年度より、該当する事業者には全額負担いただきます）。ニューチャレンジャー枠での参加は回数にカウントしません。
出品回数は（代表出品、孫出品にかかわらず）出品物を持つ事業者である場合にカウントします。

(注2：割引料金について)

- (1) ジェトロメンバーズ(JM)は会員特別料金として10%の割引をします（年間総額75,600円まで）。
(2) 農水産情報研究会会員は会員特別料金として10%の割引をします（年間総額54,000円まで）。
(3) 上記の両会員の場合は、どちらかの割引を適用します。
(4) 上記のいずれにも該当しない場合でも、出品と同時に会員にお申しいただいた場合は各会員の割引を適用します。【会員サービスの詳細】：<http://www.jetro.go.jp/members/>
(5) **割引は日本国内から会員として登録された法人・団体名でお申し込みいただいた場合に限り**ます。

◆◆出品の条件◆◆ ※全募集枠共通※

- (1) 海外販路拡大のため、海外企業との出品物の商取引を目的とした商談が主な参加理由であること（自社等の広報や市場調査のみを目的とした参加は不可）。
(2) 見本市参加期間中、出品物の商取引を目的とした海外企業との商談に対応できること。また、見本市参加後も、自らが主体的に海外企業との商談や出品物の輸出に関与できること。
(3) 見本市参加期間の全日程を通じて、出品者（現地代理店やパートナーは含まない）が、ブースにアテンドできること。
(4) **見本市参加期間前後及び期間中にジェットロが成果把握等のために行う実績報告書・アンケート・調査にご協力いただけること**（現地代理店などと共同で商談を行われる場合も、本アンケート・調査の対象に含まれます）。アンケート・調査については、本事業の成果把握や、今後の事業計画の策定等に於ける基礎資料となりますので、必ずご協力下さい。

- (5) 輸出経験のない企業等については、見本市参加期間中の商談を円滑に進める観点より、ジェトロが実施する「商談スキルアップセミナー（無料）」を見本市へのご参加までに受講していること。
 <ジェトロHP イベント情報 セミナー・講演会>
<https://www.jetro.go.jp/events/seminar.html>
- (6) 本案内書及び別添「海外見本市出品要綱」の内容、条件をご確認、ご了承ください。
- (7) 地方自治体・業界団体等が企業等を取りまとめて出品する場合には、上記に加え（但し、（2）及び（5）は除く）、以下の条件を満たしていること。なお、以下、取りまとめ地方自治体・業界団体等を「代表出品者」、それ以外の企業等を「孫出品者」とします。
- ① 全ての孫出品者について、上記「出品の条件」を満たしていること。
 - ② 孫出品者についても、選定審査の対象となり、一定の基準に満たない場合には出品できないことについてあらかじめ了解していること。
 - ③ 1小間あたり孫出品者は2者までとします。なお、募集小間数を上回る応募があった場合には、小間数の縮小に協力いただきますようお願いいたします。
 - ④ ジェトロが提供する小間については、原則、孫出品者の出品スペースとしてのみ使用すること。
 - ⑤ 本出品案内書等の内容（ジェトロが提供するサービスや出品料等）について、孫出品者からあらかじめ了解を得ていること。
 - ⑥ 孫出品者への事務連絡等（アンケート・調査の取りまとめ含む）について、責任をもって行うこと（原則、事務局から、孫出品者への事務連絡等はいりません）。
 - ⑦ 孫出品者から出品料等を徴収される場合には、ジェトロに支払う出品料の額を超過しないこと（但し、通訳費等の実費を除く）。また、見本市参加期間中における、孫出品者に対する有料サービスの提供など、自社の営利活動については行わないこと。
 - ⑧ 「代表出品に係る同意書」の内容に同意していること。

◆◇出品物の要件◆◇ ※全募集枠共通※

中国で販売可能な日本産の水産物、日本産原料を使用した水産加工品及び日本国内で生産された他国産原料を使用した水産加工品

※制度上、日本から中国へ輸出可能なものに限り、東日本大震災による影響を受け、輸入規制が厳しくなっている点についてご留意下さい。

※規制の最新情報については、以下のウェブサイトを参照下さい。

- ・「諸外国・地域の規制措置等」（農林水産省ウェブサイト）
 (URL) http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html
- ・「対中国輸出水産食品」（厚生労働省ウェブサイト）
 (URL) <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taichu/>
- ・「中国向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について」（水産庁ウェブサイト）
 (URL) <http://www.ifa.maff.go.jp/j/kakou/export/chinashoumei.html>
- ・「冷凍水産物の現地輸入検疫：中国向け輸出」（ジェトロウェブサイト）
 (URL) <http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/qa/01/04A-001042>
- ・「日本からの輸出に関する制度-中国・水産物」（ジェトロウェブサイト）
 (URL) <http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/foods/exportguide/marineproducts.html>
- ・「加工食品の現地輸入規則および留意点：中国向け輸出」（ジェトロウェブサイト）
 (URL) <http://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-031003.html>
- ・「農林水産物・食品 国別マーケティング基礎情報—中国」（ジェトロウェブサイト）
 (URL) https://www.jetro.go.jp/ext_images/Marketing/marketing_basicinfo_cn_201702.pdf
- ・「貿易・投資相談 Q&A」（ジェトロウェブサイト）
 (URL) <https://www.jetro.go.jp/qatop/foods/qa/>

◆◆ジェットロが提供するサービス◆◆

通常出品枠	ニューチャレンジャー枠
<p><ジェットロが提供するサービスに含まれるもの></p> <p>①出品スペース</p> <p>②統一デザインによる設営・装飾 (基礎設置備品/1小間あたり(予定))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社名表示板(1) ・鍵付展示台(1) ・商談テーブルセット(テーブル1、椅子3) ・電源(500W)(1) ・スポットライト(100W)(4) ・ゴミ箱(1)(ビニール袋含む) <p>③共通設備等維持管理(一定量の電気代およびその工事費含む)</p> <p>④出品者バッジの提供</p> <p>⑤来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成</p> <p>⑥バイヤー向けジャパンパビリオン案内状作成・発送</p> <p>⑦情報提供(現地の日本食市場や見本市の効果的な活用法等についての情報を提供します)</p>	<p><ジェットロが提供するサービスに含まれるもの></p> <p>①出品スペース(占有小間/スペースはありません)</p> <p>②統一デザインによる設営・装飾 (基礎設置備品/1枠あたり(予定))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社名表示板(1) ・鍵付展示台(1) ・スツール(2) ・電源(500W)(1) ・スポットライト(100W)(2) ・ゴミ箱(1)(ビニール袋含む) <p>③共通設備等維持管理(一定量の電気代およびその工事費含む)</p> <p>④出品者バッジの提供</p> <p>⑤来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成</p> <p>⑥バイヤー向けジャパンパビリオン案内状作成・発送</p> <p>⑦情報提供(現地の日本食市場や見本市の効果的な活用法等についての情報を提供します)</p> <p>⑧アシスタントアレンジ(希望者のみ) ニューチャレンジャー枠専属の通訳兼アシスタントを手配し、費用を負担します。</p>
<p>※主催者の規程により、出品者バッジの発行枚数が制限される場合があります。</p> <p>※サービスの提供は、1小間又は1枠毎のものとなります。</p> <p>※主催者の規定により、また締め切りの関係等により上記の一部サービスを受けられない場合があります。</p> <p>※社名板やジャパンパビリオン広報資料等の各社の記載は、企業・団体・組織名のみ可能とし、商品・ブランド名、キャッチフレーズ等は記載できません。</p>	
<p><ジェットロが提供するサービスに含まれないもの></p> <p>上記サービス以外に係る経費は、出品者にご負担頂きます。主なものは次のとおりです。</p> <p>① 輸送に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> — 輸出梱包及び展示会場までの通関・輸送費 — 見本市終了後、出品物の処理(還送・転送等)に係わる通関・輸送経費 — 出品物に係わる輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料 <p>② 追加展示装飾に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> — ジャパンパビリオン共通で各ブースに用意する備品以外に出品者が特別又は独自に必要なとする設備・備品等の設置・借上、撤去等に要する経費 <p>③ 社員等の派遣に要する経費(渡航費、宿泊費等)</p> <p>④ 出品物の試食・試飲に係る費用</p> <p>⑤ 出品者専属の通訳・アシスタント手配・費用</p> <p>⑥ 出品物及び自社ブースに持ち込む出品者所有物に係る本見本市参加期間中の盗難保険料</p> <p>⑦ 海外旅行保険及び賠償責任保険</p> <p>⑧ その他、前項ジェットロが提供するサービスに定める以外の経費</p> <p>※輸送について</p> <p>各展示会場への出品物等の輸送・通関は各出品者の責任の下、行っていただくこととなります。ジェットロでは、特定の輸送・通関業者を指定していませんので、各出品者をご自身で選定し、直接手続き、お取引ください。輸送通関費用は、必ず事前の見積り入手をお勧めします。なお、輸送・通関業者選定の際の参考として、見本市主催者のオフィシャルフォワード及び日本での提携先等を例示します。また、既に輸送ルートをお持ちの場合は、当該業者をご利用いただいても構いません。いずれの場合も、出品物の輸送、通関等が確実に行われるよう、出品者の責任において手配していただきますようお願いいたします。また、見本市終了後の出品物は、自己責任にて廃棄、もしくは還送をお願いいたします。</p>	

＜ご参考＞ ジェトロ農林水産物・食品輸出協力企業リスト
http://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list/

※通訳・アシスタントについて

商談等のための通訳又はアシスタントは、各出品者をご手配ください。経費も出品者のご負担となります。後日、人材、または雇用関係手続を代理する通訳派遣会社等をご参考までに例示します。

小間位置の決定：

会場全体の基本的構成、小間位置は出品内容によりジェトロにて決定させていただきます。

◆◇お申込方法◆◇

1.申込手順：

本出品案内書、海外見本市出品要綱を必ずご確認ください・ご了承いただき、以下の手順でお申込みください。
送付先及び申込に関するお問い合わせは、本書末尾記載の事務局担当者までお願いします。

(1) インターネット上での登録：

(登録サイト)

- 【申し込みフォーム1】 企業情報等

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/cfse17_1

- 【申し込みフォーム2】 出品物情報等

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/cfse17_2

上記のURLより必要事項をそれぞれご登録ください。ご登録後は確認のため電子メールが送付されます(出品の承諾ではございませんのでご注意ください)。

※申し込みフォーム1と2は、記入途中の一時保存ができませんので、事前に添付の「申し込みフォーム(サンプル)」をご確認の上、必要情報を入力・ご登録ください。

- 【イベント(事業)参加申込みページ】にログインまたはユーザー登録 ※全出品者以下のURLよりログイン(登録済みの方)またはユーザー登録(はじめてご利用の方)

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0050285W>

※初めてご利用の方はユーザー登録が必要です。

(2) 「出品申込書・承諾書」を電子メールで送付

恐れ入りますが、原本を郵送いただく前に、ご記入いただいた内容を確認させていただきたく、代表者印押印済みのPDFを事務局まで電子メールにて送付ください。内容を確認後、事務局よりご連絡します。1営業日を過ぎても連絡がない場合は、お手数ですが担当者までお問合せください。

(3) 「出品申込書・承諾書」の原本を送付

事務局より、(2)の内容確認完了連絡を受け取られましたら、代表者印押印済みの原本2部を事務局宛てにご郵送ください。

(4) 「China Fisheries & Seafood Expo 2017 ジャパンパビリオンにおける代表出品に係る同意書」の原本を送付 ※代表出品者のみ提出

※代表者印押印済みの原本1部を事務局宛てにご郵送下さい。

(5) 申込期限：**2017年8月4日(金) 17時00分 必着**

※申込期限までに、上記(1)～(4)を完了させてください。

(6) 出品確定後に出品申込書・承諾書の原本を事務局が押印後、1部を返送しますので保管をお願いします。もう1部は事務局にて保管します。

(7) 出品料の支払い

支払期日(2017年9月15日(金))までに出品料のお振込みをお願いします(詳細は、以下の出品料のお支払い方法参照)。

2. 出品者の選定方法:

出品者にあたっては、事務局が農林水産省の定める選定基準に則し、審査を実施した上で、高得点企業から出品者に決定させていただきます。なお、同点の場合は先着者を優先します。

〔審査の項目〕

- (1) 政府の策定する国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略に合致した品目か
(参考) 国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/pdf/all_country.pdf
- (2) 出品予定品の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
- (3) 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
- (4) 日本産原料を使用しているか
- (5) 応募者の輸出に取り組む姿勢・戦略、対象展示・商談会の位置付けは具体的かつ適切なものか
- (6) 応募者の生産・供給体制は適切に確保されているか
- (7) 現地で具体的な商談に対応でき、かつ、商談後のフォローが十分にできる体制か
- (8) 日本国内並びに現地における法令遵守にかかる実績および姿勢は問題ないか
- (9) 輸出のためのパートナー又は相当する事業者との連携関係を有しているか
- (10) ジェトロが組織した同一の見本市のジャパンパビリオンへの出展が初めて(もしくは少ない)か
- (11) 日本で登記している事業者か
- (12) 品目別輸出団体(本体)もしくは品目別輸出団体に加入している事業者か
- (13) 輸出総合サポートプロジェクト事業のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
- (14) 過去のジャパンパビリオンにおける参加キャンセルはないか、また出品者アンケートへのご協力をいただいているか

※募集小間数を大幅に超える出品申込みがあった場合は、締切日前でも募集を締め切る場合があります。

※募集小間を超えない場合でも商品のラベル表示・商標が日本国内の関連法規に抵触している場合や、出品がふさわしくないと考えられる際にはご参加をお断りすることもございます。

※複数小間の申し込みをいただいた場合、出品小間数を調整させていただく場合があります。

◆◇出品料のお支払い方法◆◇

1. 支払方法:

「出品申込書・承諾書」1通を返送する際(上記、申込手順1.(6))に、出品料の請求書を同封しますので(締切後、1ヶ月程度で返送予定)、**2017年9月15日(金)〔支払期日〕**までにお振込みをお願いします。出品料が振り込まれたことを確認した時点で、ジェトロが出品申込を承諾したことになります。なお、期日までに出品料のお支払いがない場合は、出品の申し込みが取り消されたものとみなします。※出品申込者名と異なる名義での請求書の発行が必要な場合は、事前にお申し出下さい。

2. キャンセル条項：

出品者の都合により出品をキャンセルする場合は、捺印のある書面にて事務局にお知らせ下さい。なお、その申請日より、下表の通りキャンセル料が発生します。

キャンセル受付日	キャンセル料
申込日～2017年9月15日	なし
2017年9月16日以降または連絡なしの不参加	出品料全額

※キャンセル料については、ジェットロ・メンバーズ及び農林水産情報研究会割引を適用できません。

◆◇注意事項◆◇

- 出品申込書・承諾書及び申し込みフォームの内容に虚偽の記載をした場合は、申込を無効とすると同時に、本見本市のご出品をお断りします。
- 出品募集締め切り後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合は、出品ができなくなるケースがあります点、ご留意下さい。
- 東日本大震災による影響を受け、日本からの食品・飲料の輸出に時間がかかる場合もあるため、輸送については、十分ご留意願います。特に生鮮・冷蔵品の出品を検討している場合にはご注意ください。
- 本案内書に記載されていない事項に関しては、別添海外見本市出品要綱に準拠します。なお、本案内書と海外見本市出品要綱とに矛盾がある場合には、本案内書を優先します。
- 出品案内書及び海外見本市出品要綱に定めのない事項に関しては、ジェットロがその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨あらかじめご了承下さい。
- 地方自治体、業界団体等が代表申込者となり、複数者で出品する場合、同一のブースに出品する孫出品者の損害および不利益については、代表申込者が責任を負うものとし、また、孫出品者と第三者との間で紛争等が生じた際には、代表申込者の責任と費用負担においてこれを解決するものとし、また、
- 出品物は国内法令及び現地法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回または今後のご出品をお断りすることもあります。
- ご提供頂いた個人情報、事業実施のため、施工業者、現地バイヤー等の事業関係者に提供する場合がございます。また、本見本市に関するプレスリリース、ジェットロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等が公開される場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 相応の理由なしに出品キャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。
- 見本市会場で生じた出品者所有物等の盗難については、ジェットロは一切責任を負いません。高価な出品物、自社ブースに持ち込むパソコン、デジタルカメラ等の出品者所有物には見本市参加期間中盗難保険を付保されることをお勧めします。
- 自社スペースを転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- 出品申込書に記載した内容について変更がある場合は、書面にてご通知ください。なお、出品申込締切日を過ぎてから申込内容を変更される場合は、内容によっては変更に応じられないことがあります。
- 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。（参考URL <http://www.meti.go.jp/policy/anpo>）
- 見本市最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。

◆◇お問合せ先◆◇

【応募に関するお問い合わせ】

日本貿易振興機構（JETRO）

農林水産・食品部 China Fisheries & Seafood Expo 2017 (CFSE 2017)

ジャパンパビリオン事務局（担当：清島、長谷川、湊田）

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL：03-3582-5546 FAX：03-3582-7378

E-mail：afb-cfse@jetro.go.jp

【中国への輸出に関する規制関連のお問い合わせ】

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL：03-3582-5646 〈受付時間：平日 9～12 時/13～17 時（祝祭日・年末年始を除く）〉

最寄りのJETRO国内事務所でもご相談を受け付けています。

（国内事務所一覧）<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>